

平成二十七年六月二日受領
答弁第二四一号

内閣衆質一八九第二四一号

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人殺害テロ事件の対応を検証した報告書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人殺害テロ事件の対応を検証した報告書に関する質問に対する答弁書

一について

邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会（以下「検証委員会」という。）においては、御指摘の「対策室」及び「本部」の活動内容も含め、検証を行い、その結果を、課題も含めて平成二十七年五月二十一日に取りまとめた検証報告書（以下「報告書」という。）に記載した。検証委員会においては、有識者にも国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に規定する守秘義務を課した上で検証に必要な情報を提供し、専門的かつ第三者的な観点からの意見を聴取して検証を行ったが、これらの情報の中には、これを公表すれば、関係各国等との信頼関係に影響を及ぼし、また、テロリスト等に対して政府の具体的な対応が明らかになる等、類似の事案における対応を含め、今後の対応に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれることから、そうした情報については、報告書への記載を控えたものである。

二について

後藤健二氏夫人と犯人側との電子メールでのやり取りの具体的な内容については、個人のプライバシー

に関わる事柄であり、また、これを公表すれば、類似の事案における対応を含め、今後の対応に支障を及ぼすおそれがあることから、報告書への記載を控えたものである。

三について

御指摘の検討の内容については、外務省の在外邦人の安全対策強化に係る検討チームが平成二十七年五月二十六日に取りまとめた「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言」において公表したところである。